

経営者のための

# 銀行交渉術 と最新税務情報



第 147 号

令和 7 年 2 月 18 日 (火)

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪市城東区野江 4 丁目 11 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

## ■ 令和 7 年度税制改正大綱について ■

令和 6 年 12 月 20 日付けの自由民主党・公明党による令和 7 年度税制改正大綱について、令和 6 年 12 月 27 日に閣議決定されました。

令和 7 年度税制改正大綱における相続税・贈与税について、確認してみたいと思います。

(1) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限を 2 年延長する。結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、令和 5 年度税制改正大綱で「制度の廃止も含め、改めて検討する」とされた後も、利用件数が低迷する等の状況にあり、関係省庁において、子育てを巡る給付と負担のあり方や真に必要な対応策について改めて検討すべきである。他方、現在、「こども未来戦略」の集中取組期間(令和 8 年度まで)の最中にあり、こども・子育て政策を総動員する時期にある。このため、本措置は、特に集中取組期間であることを勘案し、適用期限を 2 年延長することとされた。

(2) 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度における営農困難時貸付け及び山林に係る相続税の納税猶予制度における特例山林の経営委託の適用を受けることができる事由に、介護医療院へ入所したことを加える。

(3) 個人の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件について、贈与の直前において(現行:贈与の日まで引き続き 3 年以上)特定事業用資産に係る事業に従事していたこととする。

個人版事業承継税制の適用期限は令和 10 年 12 月 31 日であるが、現行:贈与の日まで引き続き 3 年以上特定事業用資産に係る事業に従事していたこと要件となっており、事業承継の準備を行えていなかった事業者にとっては、適用できなくなる実質的な期限が適用期限よりも先に到来することになり、コロナ禍や物価高騰等の経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている事業者がいることも想定されるため、適用期限が到来するまでの間、最大限に活用できるよう、事業従事要件の見直しが行われた。

なお、令和 7 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

(4) 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件について、贈与の直前において(現行:贈与の日まで引き続き 3 年以上)特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。法人版事業承継税制の適用期限は令和 9 年 12 月 31 日であるが、現行:贈与の日まで引き続き 3 年以上役員等であること要件となっており、個人版事業承継税制と同様の理由から、役員就任要件の見直しが行われた。

なお、令和 7 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。